

令和6年(ワ)第23号 ウェブページ削除等請求事件

原告 部落解放同盟新潟県連合会 外3名

被告 宮部龍彦 外1名

意見書

令和7年2月27日

新潟地方裁判所第一民事部合議係 御中

被告 宮部龍彦
被告 示現舎合同会社
上記代表社員 宮部龍彦

原告らの上申書(2025年2月25日付)が求める意見陳述に対し、以下の通り断固反対いたします。

第1 意見陳述の法的立ち位置が不明確で迷惑極まりない

原告らが求める意見陳述が法廷でどのような位置づけを持つのか、全く分かりません。

- 1 準備書面なら、書面で提出すれば済む話です。わざわざ時間を割いて喋る必要はありません。
- 2 証拠なら、その目的と価値を明確にし、被告に反論の機会を与えるのが筋です。
- 3 それとも、ただの感情の吐露か自己満足の演説なのでしょうか。

この曖昧さが、被告にとって迷惑です。どう対応すべきか、反論が必要なのか、無視してよいのか、判断のしようがありません。原告らは、この「謎の時間」を法廷に押し付ける前に、その法的根拠と性質をはっきりさせる義務があります。

第2 裁判官が認めるなら法的根拠と必要性の説明を要求する

もし裁判所がこの意見陳述を認めるつもりなら、次の点を明確にしてください。

- 1 民事訴訟法のどの条文が、このような時間を認めるのか。
- 2 事実と法律の審理にどう有用なのか。感情的な訴えが裁判を前に進める根拠がどこにあるのか。

法廷は、法と証拠に基づく場です。「気持ち」や「意義」を語るための 30 分がなぜ必要なのか、なぜ裁判所前の路上や集会所ではなく法廷でやるのか、裁判所が納得のいく説明責任を果たさない限り、被告は納得できません。

第3 被告にも同等の時間がなければ不公平

仮に原告らが 30 分喋ることを許されるなら、被告にも同等の時間が与えられるべきです。そうでなければ、原告らの一方的な主張が法廷を支配し、被告の防御権が踏みにじられます。

原告らが「気持ち」を語るなら、被告も「反論の気持ち」を語る権利があります。原告らが「意義」を説くなら、被告も「反対の意義」を述べる機会が必要です。

公平性が保たれない法廷など、もはや法廷とは呼べません。原告らだけのマイクパフォーマンスを認めるなら、被告にもマイクを渡してください。

第4 結論

原告らの意見陳述は、その位置づけが不明確で、被告に不必要な混乱を強いるばかりか、裁判の公平性と効率性を損ないます。裁判所におかれましては、以下の判断を強く求めます。

- 1 意見陳述の法的根拠と性質を原告らに明確にさせること。
- 2 それを認める場合、被告にも同等の時間を保証すること。
- 3 さもなければ、この上申書を却下すること。

以上、原告の上申書に断固反対いたします。